

年金改正の時期

年月	変更内容
22年 4月	繰下げ支給の上限年齢が75歳に延長 繰上げ受給減額率の縮小 在職老齢年金の減額基準を緩和 働くシニアの年金が毎年増える在職定時改定を導入
22年 5月	iDeCoの加入上限年齢を65歳未満に拡大 企業型DC（確定拠出型年金）は70歳未満に拡大
22年10月	従業員101人以上の企業で 短時間労働者の厚生年金加入が可能 企業型DC導入会社でiDeCo併用が容易に
24年10月	従業員51人以上の企業で 短時間労働者の厚生年金加入が可能
24年12月	DB（確定給付型年金）導入会社の多くでiDeCoや企業型DCの掛け金上限が拡大

改定のポイント・その1

- **週20時間以上30時間未満の短時間労働者**でも
厚生年金に加入できることで、将来的な年金の上積みになる
(条件は3ページ目)
- 年金の受給開始は原則65歳だが、
1カ月遅らせるごとに0.7%ずつ受給額が増える
- 受給年齢を70歳まで繰り下げると生涯に渡り年金額が42%増に、
75歳まで繰り下げると84%増になる (終身)
- ただし、寿命も人それぞれなので損益分岐点を示すと、
試算では70歳開始なら87歳で、
75歳なら91歳で65歳から受給を介した額を上回る模様

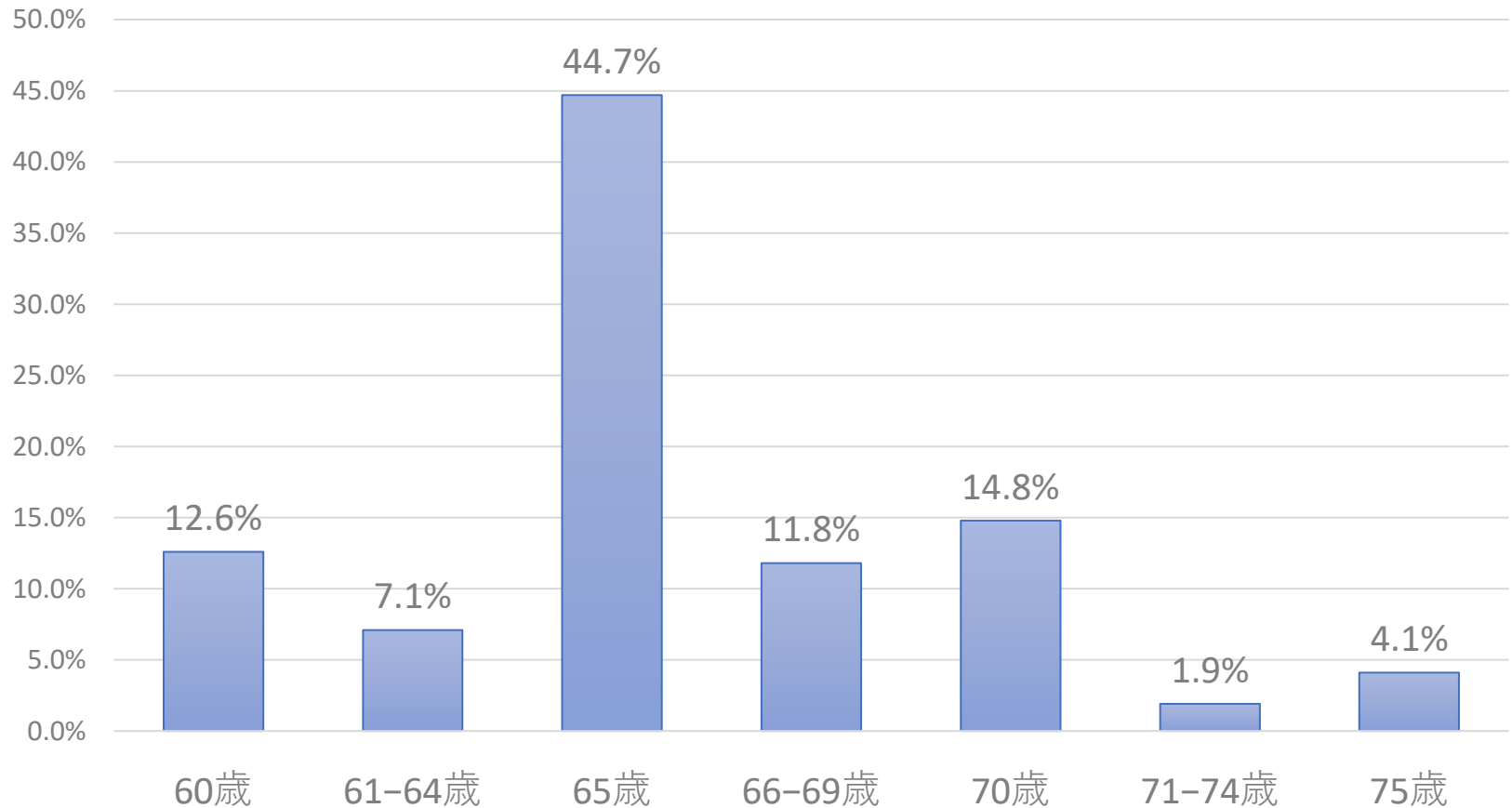
短時間労働者の厚生年金加入条件

	現在	2022年10月～	2024年10月～
勤務先の従業員数	500人超	100人超	50人超
雇用期間の見込み	1年以上	-	
所定労働時間	週20時間以上		
賃金	月8万8,000円（年約106万円）以上		

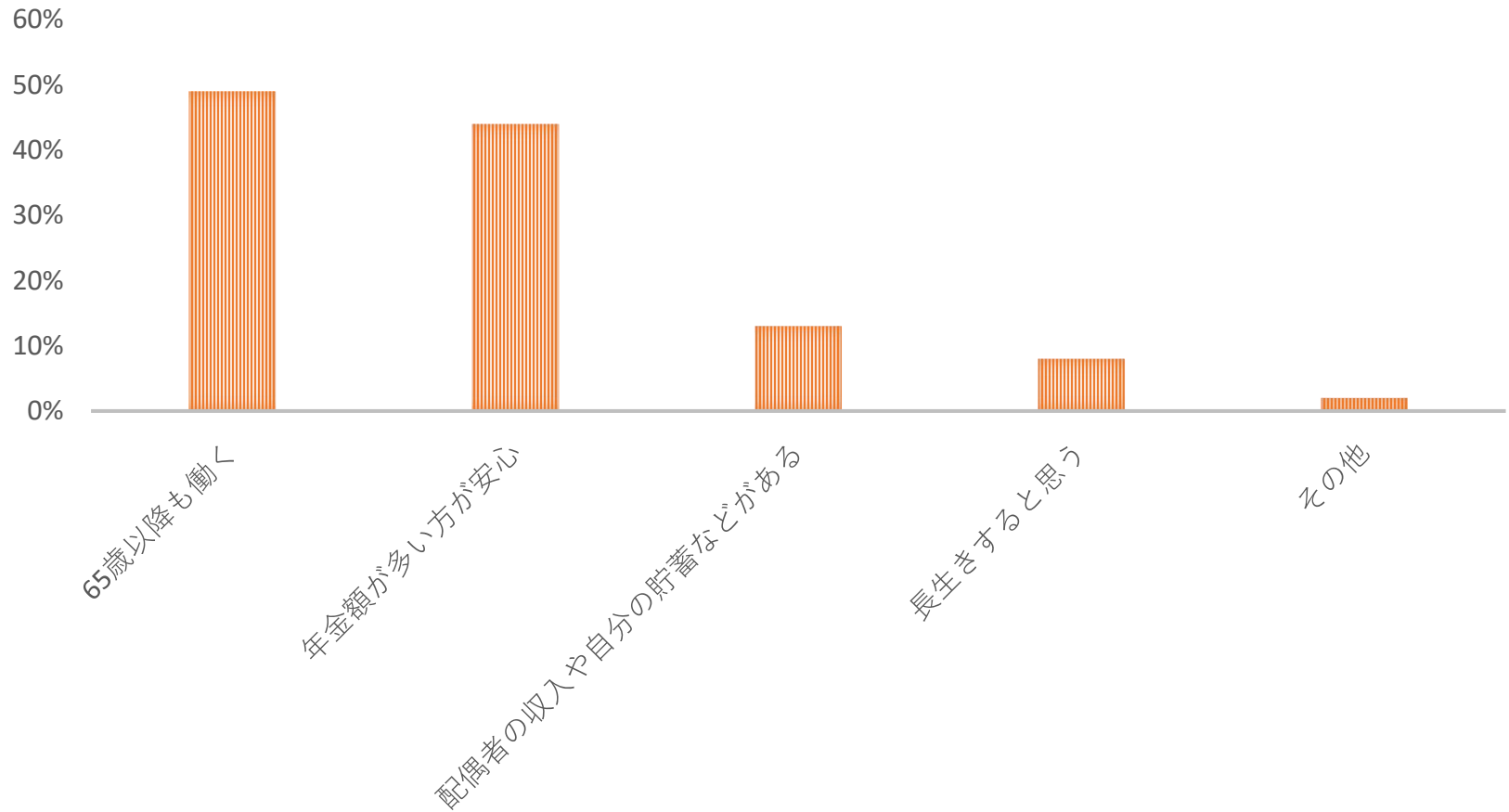
改定のポイント・その2

- 一方で65歳未満で年金を受給する場合、
1ヶ月早めるごとに0.4%ずつ受給額が減る
- 例えば受給年齢を62歳に繰り上げると生涯に渡り85.6%に、60歳からの繰上げとなると76%になる
(終身)
- 65歳以降も厚生年金に入って働き続けた場合、4月からは在職中も年1回年金額を見直し、毎年それまでに払った分の金額が上乘せされる

年金受給開始年齢



受給繰下げの理由



改定のポイント・その3

- 企業型DCは会社規約があれば、60歳前と同じ会社や事業所で働き続ける場合に限って、65歳未満まで加入できるが、22年5月から5年延びて70歳未満までOK
- iDeCoは投資信託や預金などを選んで運用する私的年金制度で、税優遇が手厚いのが強み
- 5月以降は、加入年齢は60歳未満から65歳未満まで5年延長される